

岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱取扱要領

(定義)

第1条 岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で使用する用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 「I o T」とは、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理の導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④分析（アナライズ）のいずれか又は複数を行うことを指す。
- (2) 「A I」とは、人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェアのことで、「A Iの導入」とは、I o T機器等で収集されたデータを、これらのプログラムを活用して分析等を図ることを指す。
- (3) 「ロボット」とは、「センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システムのうち、自律的な判断により、多目的な作業に柔軟に対応できる汎用性を備えたもの」及び「R P A【Robotic Process Automation ロボティックプロセスオートメーション】人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替するもの」を指す。
- (4) 「労働生産性」とは、「付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）」を「労働投入量（労働者数又は総就業時間）」で除した値とする。
- (5) 「労働生産性向上」とは、業務改善、業務改革、製品・サービスの開発等による「付加価値向上」や「労働投入量の削減」等で、同条（4）の値が向上することをいう。

(補助金交付対象者の選定手続)

第2条 補助金交付対象者の選定は以下の手続による。

- (1) 補助金の交付の申請をしようとするものは、募集期間内に、岡山市 I o T ・ A I 等先端技術導入支援補助金に係る申請書（様式A）、補助事業計画書（様式B）の応募書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。なお補助事業等に応じて枝番が異なるものとする。
- (2) 市長は、募集期間終了後、事業計画書の内容が要綱に定められた要件を満たしている応募者（以下「応募者」という。）の中から、次の手順で補助金交付対象者を選定する。
 - ア 応募書類を審査し、総得点が満点の6割以上の応募者について、補助金交付要望額の合計額が予算の範囲内の場合は、該当する全ての応募者を補助金交付対象者とする。
 - イ 応募書類を審査し、総得点が満点の6割以上の応募者について、補助金交付要望額の合計額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内において、得点上位の応募者から順次補助金交付対象者とする。
 - ウ 補助金交付対象者の選定後、申請辞退等による予算額の残額が発生し、次点応募者がある場合、次点応募者から順次繰り上げて追加選定できるものとする。

(3) 要綱第4条第7号イの場合に必要となる、独自に実施済みの検証作業等の内容が具体的にわかるものは様式Hによるものとする。

(補助金の交付の手続)

第3条 補助金の交付は、以下の手続きによる。

(1) 補助金交付対象者に選定された応募者は、要綱第7条に定める様式により、補助事業に着手する前に補助金の交付の申請を行うものとする。

(2) 要綱第7条第1号に規定する補助事業計画書は様式Bによるものとし、同意書は様式Gによるものとする。ただし、補助事業計画書については応募時点の様式Bをもって充てることとし、その様式及び添付資料の変更があったもののみ添付することとする。

(計画変更)

第4条 補助事業の計画を変更するときは、要綱第9条に規定する補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）に補助事業変更計画書（様式D）を添付するものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第12条第1号に規定する事業実施報告書は様式E、労働生産性への影響がわかるものは様式C、補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類は発注書（契約書）、納品書、請求書及び支払いが確認できる書類（いずれも写し可）を添付するものとする。

(報告)

第6条 要綱第15条第2項に規定する報告は、岡山市IoT・AI等先端技術導入支援補助金経過報告書（様式F）によるものとする。

附 則（令和2年8月28日決裁）

1 この要領は、令和2年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和3年5月27日決裁）

2 この要領は、令和3年度の補助事業の募集から適用する。

附 則（令和8年4月7日決裁）

3 この要領は、令和8年度の補助事業の募集から適用する。